

東京弁護士会 前年度会長 矢吹 公敏 会員

恒例の LIBRA 東弁前会長インタビューです。2021 年度、当会の舵取りをしてきた矢吹公敏前会長に、財政改革の実現、コロナ禍 2 年目の会運営、魅力ある弁護士会への取組み、SNS での発信などを中心に、1 年間を振り返っていただきました。コミュニケーションを大切にされる一貫したお人柄が強く印象に残りました。

聞き手・構成：佐藤 顕子
(2022年4月19日インタビュー実施)



— 1 年間、本当にお疲れ様でした。新年の挨拶で、会務執行方針の8割以上は実施できたという所感を述べていました。1年の総括として感想はいかがですか。

年度末までに完了できなくても、取組みをスタートしたものも含めるのであれば、9割は何らかの形で実施したのではないかなと思っています。特に、財政改革、コロナ対策、多様性の問題、この3つを大きな柱として、最初の会務執行方針で示しましたが、いずれもそれなりに成果を上げたのではないかと思います。

— 重要課題「財政改革」の実現についてです。本年3月14日の臨時総会で可決され、全会員の会費2000円減額が実現することになりました。多くの会員と入会を検討する修習生や弁護士にとって影響のある内容です。2024年を目標としていた点からすると早い実現となりましたが、どういった要因で可能となったのですか。

1つ目の理由は、私が財政改革実現ワーキンググループの事務局長を2年間やって、事務局長を後任に引き継いだ3年目の年にシミュレーションした結果、案外早く費用を削減することができる可能性があることが分かったことです。2つ目の理由は、当会は「二重会費」、つまり65期より前の期は2000円高いわけですよ。同じ会員なのに違いがあるのは健全ではないので、早くできそうであれば実施をした方がいいとなったんです。

費用を削減できたのは、公設事務所にも当会が負担する費用の削減を求め、法律相談センターも大幅縮小して移転でかなり費用を減額できました。最後に大きく

効いたのは、OAのセキュリティシステムに年間2000万円程掛かっていたものをシステムを換えるなどで機能を維持した上で2022年度の支出予定を1/4位に削減できたことです。また、会館特別会計は別個ですが、費用削減できれば一般会計にもいい影響があるという点からすると、会館維持管理費の支出予定を当会の分だけで2000万円以上削減することができたのです。また、予算の乖離が多かったので、十分に予測可能な財務にするために予算交渉は厳格にさせていただきました。削減できたところを全部あわせて上、予算の乖離を非常に縮小してシミュレーションをさらに精緻にやったら次年度へ引き継ぐべき繰越金が10億円を下回らないという結果になったので、実施することにしました。

手続を丁寧にすることを心掛け、現在会員の3000人以上は無会派ですからウェブサイトでの意見聴取も行い、さらに会派や関連委員会からも意見を聴取し、その意見を踏まえて会員集会で意見交換をした後、最終的に常議員会でご意見をお聞きしたところ、皆さん積極的なご意見だったので実施した経緯です。

— 会長就任前から、任期中の全会員の会費2000円減額は想定にあったのですか。

私自身はできればしたいと思っていました。でも、会員からそんな無理をしたら、会財政はままならなくなってしまうんじゃないかという批判的な意見が一回でも多くでると、後ろ向きになってしまうことから、就任時はできると思いましたが、無理をするんだったらやめようとも考えていました。

—— 各種委員会等で支出の削減を求められたり、そのために活動が制限されたり、必ずしも賛成意見だけではなく反対意見や抵抗などもあったのではないかと。どのように考えて、どう対応されたのですか。

委員会の活動は積極的に支援しています。ただ、当会は特定の委員会だけのためにあるわけじゃないので、活動についての合理的な理由と金額の妥当性が必要です。会の支出を最大限効率化する取組みとして、予算の乖離をなくす等予算を効果的に使う方法を探りましょうとご提案したのです。

支出の削減を求めた各委員会からは、勿論、法教育の日当を含めて反対もありましたが、ほとんど最後は了解か検討することとしていただきました。それで大きく活動ができなくなったわけではないのです。いろいろ話し合えば、皆、了解してくれるんですよ。

—— 財政面の問題は、おおよそ解消されたのか、まだ削減を求められることがあるのか、今後の課題と見通しについてお聞かせください。

100%達成しているわけではないので、まだ途上だと思うのですが、大きな外科手術は終わったので、あとは内科の処方薬を継続的にしていかなければならないと思います。そのためには支出をできるだけ増やさないということと、支出を削れるところは各委員会と財政改革実現の検証チームがタッグを組んで、監理していくことになろうかと思っています。

残っている個々の課題を解決していくことが今後の課題です。例えば、北千住の千住ミルディスの旧法律相談センター部分を貸すとか、町田の法律相談センターをどうするかとか、職員の人件費の問題など個別の論点はいくつもあるのです。OAのシステムを今後大規模に入れ替えることを早晩しなければいけないのですが、OA刷新は8億円とか10億円とか、そういう規模になりますのでそれも課題です。

また、東京三会の2対1対1の問題があります。これは私たちができなかった1割のうちに入っています。三会が関与する事業等の当会と一弁と二弁が支出する費用は2対1対1で、当会は他会の2倍負担しているんです。会員数が2対1対1のときはそれでよかったけど、今は3対2対2からさらに縮んでいくというときに、費用を3対2対2にするという提案が毎年、一弁、二弁から言われています。ただ、日弁連理事などのポスト

や、法律相談や国選や破産管財などの事件も2対1対1で分けているので、そちらも調整が必要です。そのため一弁、二弁は積極的だけど、当会は消極的なのです。公平の見地からすると当会だけ昔の人数をもとにするのは理屈が合っていないんじゃないと言われてたら、私はそう思います。だから、5年に一度とか10年に一度、そのときの会員数を勘案して割合を変えていくのが正しい姿だと私は思うのですが、会員の仕事やポストに直結するのでみんな消極的になりがちです。ここ3年位会長同士で話し合ってきたことなので、本年度に引き継ぎました。

—— 重要課題「コロナ禍での対策」として実施した政策や工夫した点はいかがですか。

1年を通して、当会を閉めることはなかったし、法律相談は他所の相談センターに振り替えるなど、市民の司法アクセスが滞らないようにできたのではないかと思います。また、会館の中のコロナの感染者の会員への周知等も適時にしましたし、研修もオンライン実施のプログラムを充実させ、常議員会も多摩支部会館からに限られますけどオンラインで参加できることになったので、会務に参加しやすい環境づくりもできたのではないかなと思います。

—— 重要課題「会員の多様性を活かす」という取組みはいかがでしょう。

2021年度会務執行方針に記載のとおり、会員の中には様々な会員がいます。多様性をどう考えるかという意見を聞こうと考え、期を分けてオンラインカフェを実施したり、若手の意見を聞いたりしました。男女問わず理事者になりやすいように電子決裁を導入して、週1日は在宅でもできるとしました。週2日や最終的には全部在宅など、主要な日だけ来ればよいとなるかもしれません。また、職員の多様性という点からも就業規則、職員規則で同一のジェンダーのパートナーも手当は同じにするなどしています。

—— 電子決裁の導入は、会内の大きな変革として耳にします。きっかけ、就任初日から導入できた理由、1年間運用してのメリット、デメリット等をお聞かせください。

きっかけの1つ目はコロナ禍で決裁が滞らないようにする必要性が非常に高かったことです。2つ目は様々な

立場の方が理事者になりやすい環境を作るには必要なのです。3つ目はペーパーレス化すれば、環境に優しい、迅速なプロセスが可能になるのではと思ったのです。なぜ4月1日からできたかという、2月の選挙後の3月に事務局に対してとにかく4月1日からやると伝えたのです。ただ、方法が分からなかったところ局次長から既に「ガルーン」の決裁システムがあると言われました。早期に準備を始めたこと、既存のシステムでできたことが迅速にできた理由です。

難しかったことは、職員の方々の一部から消極意見があったことですが、ホチキスのものは一度全部外してPDF化して資料として付けると手間がかかること、操作にちょっとした煩雑さがあったことが理由です。ところが、1年やってみると、大多数の職員の人はよかったと肯定的に見ていただいて、今はほとんど電子決裁ですね。セキュリティ上問題になるような個人の機微情報を書いてある市民窓口や綱紀懲戒案件はデータで回すわけにはいかないので、これだけはハードで決裁に回ってきました。

1年通してやってみて、システムを更新した方がいい部分もありますけど、それを除けば、おおかた今のままでよいのではないかと思います。

——会長として、ほかに尽力した政策や取組みはありますか。

1つ目は、新入会員の増加の努力ですね。別に会員数に拘らないのであればそれも考え方ですが、私は日本で最大の弁護士会だということを会員もプライドにしてもらいたいし、支えるだけの組織や活動をしていくためにはお金と人が必要で、そのために会員が増えることは大切だと今でも思っています。「東弁だから来たい」という人を増やしていくことは魅力の尺度にもなるでしょう。公益性と人脈と実力とサポートが当会の魅力の大きな点だと、パンフレットを作成して一生懸命広報しました。当会は、公益活動を他会に比べると格段にやっている。公設事務所を3つ維持し、外国人・子ども・性平等などの人権にかかわる委員会もある。120以上の委員会があって様々な人と会えるチャンスがあって人脈も増えていく。それは大きな宝だと何回も強調したのです。サポートとして研修を充実させるために「研修ツリー」という類型別の研修システムを作ることもしました。

2つ目は、公設事務所の支援を1つの柱にしていまし

た。東パブ、北千住、多摩は、東京という大都市の司法過疎に取り組んでおり、一般の会員では受けられないような仕事を多くやっているんです。介護とか行政から委託された事件とか、社会の隅にある事件を誰かが、すぐに頼まれたらやらなきゃいけない。これを担っているのが公設事務所なのです。このように、実際に司法アクセスの点から大いに成果も上げている。賃料とかインフラのところは会が支出しているから、あとは人件費など赤字にならないようにしていただければよいのです。

3つ目は、当会の歴史研究ですね。東京代言人組合創設から起算すると去年141年目なんです。『百周年記念史』があるから、今は、『百五十周年記念史』を作してほしい、50年足せばいいから、皆さんの健康なうちに書いてもらって(笑)。でも、9年しかないからね、前の百周年は15年ぐらいで作ったんですよ。歴史研究会(REKIKEN)を動かしてもらってお宝探しをすると、昔の戦前の弁護士が法廷で着ていた服などいろいろでてきた。若い人は知らないから、残して継いでいかなきゃいけないと思うのです。

4つ目は、会員の不祥事対策です。会員数が増えると不祥事も多くなる。理由は、非弁提携、心を病んで業務がうまくいかなくなって依頼者に迷惑を掛けたり、事件放置で依頼者のお金に手を出す、これらが典型なんです。毎日の稟議では綱紀懲戒案件と市民窓口の報告がたくさん来ます。それに弁護士会が対応しないと弁護士自治とは言えないのです。件数も多いし根が深く、対応するのも大変です。そこで、対応する弁護士を1人置きました。

——特徴として、東弁公式Twitterで「会長矢吹のつぶやき」のように、会長自ら文章や撮影した写真をリアルタイムに近く積極的に発信していた印象があります。

会員に対して何を理事者がしているのかを伝達するのが私たちの義務じゃないかと思います。理事者室と会員の間は本当に隔離されてきたんですよ。それは私が望むところではなく、理事者がどういうことを議論しているのかというのはちゃんと伝えなければいけないと思って、週間報告を「東弁アンオフィシャルFacebook」で出したんです。また、東弁公式Twitterで会長矢吹のつぶやきを出しましょうと提案されたので、それはいいと思って時々載せました。会長室も開けて、修習生や法科大学院生や中学生が来て一緒に

話をしたり、1人でも興味を持ってくれる人がいたらコミュニケーションをしたいという気持ちでやりました。

— 東京弁護士会としての発信や広報という観点からのお考えをお聞かせください。

やっぱり見てもらわないとね。見てもらうためにはちょっと刺激的なことをしなければいけないから、なかなか難しいですね。コミュニケーションの手段は多岐にわたり、TwitterでもFacebookでも利用の方法は慎重にする必要はありますが、でも危険だから利用しないということではいけないと思うのです。もうこの時代ですからね。

「東弁」としてどうするかというのは慎重にしなきゃいけないけど、私は肯定的ですね。例えば、委員会Facebookとか、ルールをちゃんと決めて委員会ごとに作れるでしょう。それでコミュニケーションが非常によくなるしね。広報担当がアメリカでも日本でも各政権にいるように、人にどうやって伝えるかというのは大切です。

— 「東弁」という単位会の組織としての国際的な活動、国際交流する意義や価値その重要性はいかがでしょう。

当会は、世界大都市弁護士会会議の創設メンバーのひとつで、日本からは唯一、東京弁護士会のみが参加しています。大都市である東京からはひとつの弁護士会しか入れないから、その意味は大きい。

国レベルじゃなくて特に大都市レベルの弁護士会同士の交流というのは2つの意味において重要です。1つが大都市に共通する特有のいろいろな問題があることです。例えば、どうしても弁護士は大都市に集まって数が増える。それをどう対応するかとか、大都市には多く生じる貧困問題や司法アクセスにどのように対応するか等です。もう1つは、会員同士の交流です。向こうも東京に来たいと、こちらもロンドンに行きたい、ニューヨークに行きたい、そうすると会って話をしてくれる。良い交流の場になっているので、大都市同士の情報交換は非常に有益だと思いますね。

「東京弁護士会」を世界で認知してもらうためには、世界の弁護士会と付き合いしていくことは必要なんです。もし各委員会でも海外の情報を知りたいと思えば、国際委員会に言えばすぐ問い合わせしてくれる。大都市同士の情報であれば質問状を送れば回答をくれますよ。一朝一夕で簡単にはその友好関係は築けないの

で、維持しなきゃいけないから、ある程度人が行って交流していくのは大切なんです。

— 本日時点で、全会員8805人のうち「60期から73期の会員」は4600人となっています。将来を担う世代の会員に対して、期待することを含めてメッセージをください。

ひと言で言うと弁護士には希望はあるということです。法律家になると決める際に、生活をするためにお金も大切だけど、基本的な価値を大切にするために法律家になったと思うのです。例えば法の支配とかそれから依頼者の秘密保持とか利益相反とかそういった仕事に結び付くような価値観、プラス公益活動をして収益性がなくても公益性のある仕事をするといったことです。

収入がないのに公益活動ばかりやれというのはおかしい。私もそのとおりだと思う。だから、ある程度収入を得た上で、収入だけで自分の弁護士としてのミッションが全うされていると思わずに、収入を得るのと弁護士の基本的価値を守る活動をするというバランスを取ってもらいたいと思います。これが弁護士なんじゃないかなと思っています。その中でできる人脈とかそういうものが仕事に返ってくる。まったく公益活動だけをやれというわけではないですよ。それを言いたいな。

— 会長を退任されて、今後の抱負をお聞かせください。

また一会員に戻って、さっき言った主に弁護士としての価値とか公益活動とかそういうことに携わっていきます。特に日本の弁護士がそういった活動に尽力できる仕組みをつくることです。戦争もあり天災もあり、人災・自然災害の多い時代になってくるときに、弁護士は社会に奉仕できて、平和を維持していくということの要だと思うのでそういうことに私も尽力したいし、加えて他の会員、若手の会員も含めて巻き込んでいければ一番いいかなと、仕組みをつくっていききたいなと思っています。

— 長いお時間、ありがとうございました。

プロフィール やぶき・きみとし

1987年修習終了(39期)

東京弁護士会副会長(2009年)、国際委員会委員長(2014年～2015年)、紛争解決センター運営委員会委員長(2017年～2018年)、財政改革実現ワーキンググループ事務局長(2019年～2020年)、日本弁護士連合会副会長(2021年)